

議案第29号

北上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

北上市固定資産評価審査委員会条例（平成3年北上市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

令和3年9月2日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

固定資産評価に係る審査手続の利便性の向上を図るため、審査申出書等に要する押印及び署名を廃止しようとするものである。